

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）
第6条に基づく公表（平成19年度の状況）

平成21年3月
内閣官房

内閣官房においては、「内閣官房行政効率化推進計画」及び「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」等に基づき、環境に配慮しつつ業務を遂行しているところ。

1. 環境に配慮したエネルギー・資源使用の効率化の状況

- 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては軽装での執務を促し、夏季においては率先して軽装で執務を行ったところ。
- O A 機器、照明のスイッチの適正管理等により、電気使用量等の削減に努めている。
- 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を引き続き削減している。
- 自動水栓等の適切な使用により引き続き節水に努めている。
- 廃棄物の量を減らすため、ごみの分別等により廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R推進を図っている。

2. 環境への負荷の程度を示す数値

	項目	単位	平成19年度
1	公用車の燃料使用量	GJ	343
2	用紙の使用量	トン	139
3	事務所の単位面積当たり電力消費量	kwh/m ²	415
4	エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	13,947
5	単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.56
6	廃棄物の量	トン	249
	可燃ごみの量	トン	145
7	温室効果ガスの総排出量	t-CO ₂	13,348